誤った労働者支配に抗議する

――新労組員仲間の手記

ここに一つの手記を紹介します。一人の三池労組員に託して寄せられた、ある新労組員仲間（しばらく名前を伏せさせていただきます）のもので、行間にこめられた労働者の怒りがこの手記となったのでしょう。会社の保安対策の内側からの鋭い告発ですが、同時に会社の前時代的な労働者支配に対する怒りの抗議ともなっています。心強い一文です。

真の保安確保がほしい

ある書物に、「どうせ、うそをつくなら大きなうそをつけ」「そのうそも、毎日毎日繰り返せ。そのうそが真実に変り、実現する」と書いたものを見たことがある。

最近三池炭鉱では、各坑口での作業割りつけの前に、または入坑時の人車のホームへ行く途中などで、会社はスピーカーを使い、自主保安と安全点検について立派な保安目標を掲て、それを繰り返し坑員の耳に入れ、徹底的な教化をはかっている。

「前チエック、馴れた作業ももう一度」といった要領での、前チエック運動がはじまった。たしかに、「お互いにケガをしないように」、とか「お互い、家庭のしあわせのために」とかいう、あまく、そしてやさしい思いやりのありそうな呼びかけには返す言葉もない。

しかし前チエック運動が進むにつれて、三池炭鉱の保安対策が、現在の生産第一主義の体制下ですでに限界にぶつかっていることが明らかになっている。現に三川鉱人車ホームで、会社は「わが三池炭鉱は坑内の保安対策、保安設備、保安指導で万全の対策をしいた。今後発生する負傷は、全く労働者自身の責任にある」といわんばかりの保安放送を行っていた。（今年三月の放送。会社は負傷統計と保安監督員の指摘を伝えた）

ケガは労働者の不注意だとするだけでなく、それによって労働者を巧妙に締めつけてさえいる。

たとえば、三川鉱開発部の二月定例ZD会で、「負傷ゼロ」目標を決定した（今年三月五日発行の社内報〝くろだいや新聞〟）。その内容は――

(1)負傷ゼロ。

(2)機会あるごとに負傷防止の討議。

(3)作業前に安全確認、前チエック。

(4)先山は「外の者にケガをさせない」、入坑から昇坑まで気をくばる。

(5)過去の災害対策で、きまったことは守ること。

(6)ケガをしたら恥かしい。ほかの人にめいわくかける。

もっともらしい言葉であるが、特に問題は(6)である。

坑内で一生懸命に働いていて不幸にして、不測の災害にあった労働者に、なぜ「ケガをしたら恥かしい」と、恥意識を強要したり、「ほかの人にめいわくをかける」などと、罪意識を強要したりするのか。不幸にして災害などで被災した労働者は、ケガをした痛みとこの人権侵害とにより、二重の苦しみで圧迫されている。

いかに負傷ゼロ運動の推進といっても、このようにゆがめられてよいのだろうか。

証が手に入るまでの経過がある。まず負傷した労働者が、保安部の担当係の所に行く。

係員は負傷者をジロリと見て、「ケガしたと。職場は、氏名は……」と、たたみかけてたずねながら現認証に記入する。世間ではよく「官庁は、市民に対してサービス悪い」、などといわれるが、三池炭鉱の各ヤマの保安部の態度はまだ悪い。負傷者がどんなに手足をケガして痛みに苦しんでいようが、「椅子にかけないか」というくらいのいたわりもなく、立たせたまま。まるで、警察の尋問を思わせる。現代は、犯罪者でも椅子にかけて尋問をうけているというのに。

現認証への記入が終ると、「保安担当主席の認印をもらって」となる。

回転椅子にふんぞりかえっている主席の前に、負傷した労働者は直立し、低姿勢で「すみません、お願いします」、と現認証への押印をお願いする。ここでも、いたわりの言葉どころか、ひと通りのお説教を聞いてやっと、一通の現認証ができ上がる。

たとえば、開発部などでは、開発係長、主席が保安部からやってくる。負傷した労働者を待っていて、なかば強制的に保安教育（教育をしたり、時には雑役に使役したりする）を受けに出勤することをすすめる。もちろん部内の保安成績との関係からで、軽傷の者はすすんで出勤する者もいる。だが、気の弱い者は、ケガで痛む手を首からつりながら、あるいはビッコをひきながら出勤する。十字架を背負わされて。

生産工程にこそメスを

以上のようにゆがんだ会社の保安対策とはいいながらも、数字の上では、負傷者数が減少の方向をたどっている。宮浦鉱でも三川鉱でも、二カ年間死亡事故ゼロの記録は尊い。ただ、四山鉱で若い二人の生命が奪われたことはなんとしても残念であるが。

さてこのような保安対策で、いかにして負傷ゼロの目標を達成するか。この命題は、労使ともに避けて通るわけにはいかない。真に会社に労働者の生命を守り、負傷ゼロの目標達成の意図があるなれば、口に保安第一をとなえながらうち続く労働災害をかえりみない今日までの生産第一主義政策にこそメスを入れなければならない。それをしない限り、目標達成は不可能である。

高温と労働と汗の生理

会社の昭和五十一年度の負傷統計に、見のがしてならない問題がある。職種別負傷原因の中で、掘進、仕繰員の〝転倒〟が二位と三位を占めている。その転倒により負傷した現場は、坑道と掘進切羽が多い。

なぜこんなにも、大の大人の転倒事故が多いのか、一般産業から見ると不思議に思うであろう。だが、坑内で頭から流れる玉の汗にずぶぬれになり、それを手でふり払いながら働く炭鉱労働者にはハッキリしている。

最近の坑内の運搬系路、採炭払、掘進の炭や硬（ボタ）処理などは機械化され、進歩の跡があり出炭能率の上昇となっている。しかしそのため一方では、掘進切羽から五十メートル～百メートルも離れた所から、成木（なるき）、雑木、枠脚、鉄梁、あるときはアーチ枠材料まで運ぶという、昔に変らない労働がある。それも昔であれば、二枠か二枠分の運搬ですんだが、機械化がすすんだ今はそれでは追いつけず、四枠から五、六枠分も、全て人間の肩で運搬しなければならない。

しかも、その重量物運搬箇所は最も高温の箇所である上に、足もとに岩石などが散乱していて最も歩きにくい坑道である。この認識があるなれば、仕繰や掘進員に坑道や掘進切羽での転倒者が多い理由が理解できると思う。

保安担当者諸氏は、保安対策・災害対策を検討するとき「高温と労働と汗の生理」について考えたことがありますか。熊本大学の緒方雅弘先生は述べられている。

「夏に、皮膚から出て行く一日の総水量は、室内事務員で三リットル。筋肉労働者では十リットルとおどろくべき汗の量となっている。また皮膚から発汗する際に、たとえば一日に三リットルの汗を流すと、千八百カロリーの熱を体から奪われることになる。もし体重六十キロの人間が、これだけのカロリーを一度に奪われると、その人の体温を三十七度五分も引き下げることになる」

以上を高温箇所で働く労働者に当てはめると、六リットル以上の汗を流していると考えられる。すると三千六百カロリー（鶴卵二十三個分の栄養）、七十五度ばかりの体温が奪われることになる。

高温箇所で働く労働者は、異常なまでの汗を流すため体の新陳代謝のバランスはくずれ、注意力も体力もともに衰退して行く過程で与えられたノルマの達成をあせるなどのため、転倒事故の続出となり、他の労働災害をも誘発することになっている。

坑口でさらされる負傷者

最近各ヤマでは、作業中災害にあった者の日時、箇所、負傷者、状況、対策の五項目にわたり一般に知らせている。広い紙には負傷時の災害の模様を漫画に描き、そして各方別勤務の労働者の前に負傷者の氏名を発表し、「この負傷は本人の不注意によるもの」、とその対策を示し、次の負傷事故が発生するまで、そのまま繰込場にさらされるのである。

一方的に、労働災害は全て労働者の不注意から発生すると、災害責任を労働者に転嫁するばかりでなく、恥意識・罪意識を強要してはさらし首にさえしている。会社はどうしてこんな卑劣なことをするのだろう。今日の生産第一主義にこそ徹底的なメスを入れ、生産工程の現実の中でこそ確立された保安対策でなければ、口でいうどんな立派な保安対策もむなしいもので終るであろう。

最後に、保安対策がぶつかる幾つかの問題につき述べて見よう。（この手記は、ひとまずここで終っています）

許せぬ負傷者のさらし首

保安上の責任転嫁やめろ

生産第一主義に〝メス〟を

背負わされる十字架

さて、誤まった恥意識と罪意識を背負わされた負傷者にとって、保安部にまでいたる道はきびしくて長い。負傷者が現認証（会社が職制の権限で出す負傷確認書）をもらうためには、どうしてもその道を通らなければならないが、気の弱い労働者は、途中で現認証をもらうのをあきらめたり、はじめからあきらめては、「私傷でもよか」と病院に行ったりしている。そこで傷がひどいことがわかり、問題となった例が何件かあった。負傷者が、なぜ保安部にいって現認証を書いてもらうのをそれほど苦痛に思うのか。そこには、現認

日立工機の石井さんら勝利

日立工機（茨木県勝田市武田）から解雇された職場活動家の石井大和さん（28歳）と井坂章さん（28歳）は、連帯にささえられながら、解雇処分などの会社の弾圧が許せず、茨木県地方労働委員会に「組合活動に対する不当労働行為」の申し立てを行い、闘ってきた。ところが四月十四日、石井さんらの努力がむくわれて、同地労委から「救済命令」を勝ち取ることができた。日立工機は右の結果、右の二人を原職に勤務させ、同時に解雇中の賃金を支払わなければならなくなった。

日立工機労組は、昭和四十六年六月一部職制の手で分裂され、翌四十七年に第二組合と統一した。

統一後も、石井さんらは活発に組合活動を続け、その後の臨時工の首切りや社員の希望退職強要などが相次ぐなかでも、「不当な合理化だ」として闘いの先頭に立っていた。

それに対し会社側は石井さんら二人に、五十年五月配転を命令。同六月には配転拒否を理由に解雇した。石井さんら二人は、「これは組合活動に対する不当労働行為だ」として、地労委にもちこみ争っていたもので、心から祝福を贈るとしよう。

ご支援にこたえ闘いを誓う

青森　八鋼労組

貫労組におかれましては、毎日ご奮闘のことと思います。

八戸鋼業労組も、毎日解雇撤回・職場復帰を勝ち取るための闘いを進めております。

先日は青森県労を通じて多額のご支援をいただき、ほんとうにありがとうございます。早く組合員に報告し、いっそう団結し、最後の勝利まで闘うことを誓います。

三池労組も力強く闘われることを祈念して、ご支援のお礼いたしたいと思います。

×

三池労組からの支援に寄せられたお礼状で、なお八戸鉱業労働組合は鉄鋼労連加盟組合で、所在地は「青森県八戸市江陽二丁目三の三九」です。最後の勝利を心から祈っております。

おわび

本紙のこのページは、もともと職場でぶつかっている問題をめぐる記事を掲載していますが、この号はとくに新労組員仲間の手記（別項）を全文紹介しましたので、割愛せざるを得ませんでした。悪しからず、お許し下さい。　編集部